株式会社WOW WORLD 定款

2022年6月28日改定

第1章 総則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社WOW WORLDと称し、英文では、WOW WORLD Inc. と表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. コンピュータのソフトウェアの企画開発、設計制作、保守管理、販売、賃貸および輸出入事業
 - 2. コンピュータのハードウェアの企画開発、設計、保守管理、販売、賃貸および輸出入事業
 - 3. デジタルコンテンツ (コンピュータで制作可能な画像、動画、音声、楽曲等 のデータ) の企画開発、設計制作、販売、賃貸および輸出入事業
 - 4. 通信ネットワークを利用した情報提供および通信提供サービス
 - 5. 前各号に関連する技術のコンサルティング、調査、研究事業
 - 6. メールマーケティング事業
 - 7. テレマーケティング事業
 - 8. WEBマーケティング事業
 - 9. コンピュータソフトウェアの販売代理及びその仲介事業
 - 10. 人材派遣事業
 - 11. 人材育成のための研修サービス事業
 - 12. 広告代理店業
 - 13. 通信販売業
 - 14. 衣料品販売業
 - 15. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(機関)

- 第3条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(本店の所在地)

第4条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して 行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、18,504,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。
 - ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(基準日)

- 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して 臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿 および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社に

おいては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式および新株予約権に関する取扱いおよび 手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則によ る。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報につい て電子提供措置をとる。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に 記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行 う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の 決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時 までとする。
 - 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任 決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社 長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって 行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める 事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名 押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決 議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の 決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。

第5章 監查等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において 定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、 法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領 されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

- 第1条 当会社は、第22回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の 監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取 締役会の決議によって免除することができる。
- 第2条 第22回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第3条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及 び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるもの とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日と

する株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。